

堺市（平成 22 年 6 月 20 日から）

対象建築物	特定工程	特定工程後の工程
<p>木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合した構造の建築物で、次の（１）又は（２）のいずれかに該当するもの</p> <p>（１） 住宅の用途を含む建築物（長屋住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）で、当該建築物の確認の申請部分（新築、増築、改築及び移転に限る。）の床面積の合計が 50 m² を超えるもの</p> <p>（２） （１）以外の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分（新築、増築、改築又は移転に限る。）の床面積の合計が 300 m² を超えるもの又は地階を除く階数が 3 以上のもの</p>	<p>◆基礎工事（※１） 法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※２）の、最下階の基礎に鉄筋を配置する工事（以下「配筋工事」という。）</p>	<p>法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※２）の基礎に配筋された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（以下「コンクリート打込み工事」という。）</p>
	<p>建方工事（※１）（※３） （１-１．木造） 屋根の小屋組の工事（耐力壁及び壁の筋交い、接合金物が目視できる工程）</p>	<p>壁の外装工事又は内装工事（下地工事を含む）</p>
	<p>（１-２．木造と鉄筋コンクリート造の混構造） 木造部分の屋根の小屋組の工事（耐力壁及び筋かい、接合金物が目視できる工程）</p>	<p>木造部分の壁の外装工事又は内装工事（下地工事を含む）</p>
	<p>（１-３．木造と鉄骨造の混構造） （１）鉄骨造の建方工事 （２）木造部分の屋根の小屋組の工事（耐力壁及び壁の筋かい、接合金物が目視できる工程）</p>	<p>（１）木造の屋根の小屋組の工事（耐力壁及び壁の筋かい、接合金物が目視できる工程） （２）木造部分の壁の外装工事又は内装工事（下地工事を含む）</p>
	<p>（２．鉄筋コンクリート造） ２階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、２階のはり及び床版の取付け工事）</p>	<p>２階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）のコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、２階の柱及び壁の取付け工事）</p>
	<p>（３．鉄骨造） ２階の床版の取付け又は２階の床の配筋工事（平屋については、建方工事）</p>	<p>床のコンクリート打込み工事、壁の外装工事又は内装工事</p>
	<p>（４．鉄骨鉄筋コンクリート造） ２階の床及びこれを支持するはりの配筋工事</p>	<p>２階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事</p>
	<p>（５．その他の構造） 屋根の工事</p>	<p>壁の外装工事又は内装工事</p>
	<p>（６．（２）～（５）までの構造区分のうち 2 以上の構造区分にわたる構造） 該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工するもの</p>	<p>左欄に掲げる工事に係る構造に対応する上記の（２）～（５）までの構造の区分に応じた特定工程後の工事</p>

（※１） 当該工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事

（※２） 法第 68 条の 11 の型式部材等に係る認証型式部材等の製造者による工事を除く

（※３） 移転工事及び法第 68 条の 11 の型式部材等に係る認証型式部材等の製造者による工事を除く

この表において 2 階とは地階を除く最下階の直上階をいう

適用除外 法第 18 条及び法第 85 条の規定の適用を受ける建築物